

シート・ベルト

富山県農村医学研究会 豊田文一

「美男美女ほどよくしめる」これは道路標識である。私のような高令者でも、ほほえましいというよりも心のどよめきを覚える。

去る日、上信越スカイラインのバス旅行中眼にとまったもので、信州須坂市の山あいの国道のかたわらでみた。つまりシート・ベルトを着用しろとの注意である。

思いをはせると1984年、ニュージーランドを訪れたとき、同行の諸君が驚きの声をあげたのは、どの車の運転者も、皆シート・ベルトを装着していることであった。その頃、私は県公安委員長をしている時で、ガイドに頼んで、その地の公安委員会へ聞いてもらった。その返事は、この国では1973年から法的に運転者がシート・ベルトを着用することになっているとのことである。ただしバス、トラックの運転者は、仕事の性質上、常に身体を移動させてるので適用外であると。さらにこの年の10月から幼児にも必ずこれを着用させるよう法的に規制が行われるという。この法律施行後、交通事故による車内の死亡者は $\frac{1}{3}$ に激

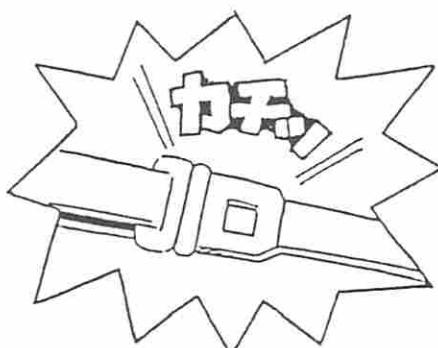
減したと教えられた。

私はアメリカやヨーロッパの先進国を訪ねてみると、日本とちがって道路巾も広く整備されているし、速度制限は全くないのかも知れないが100キロ以上の猛スピードで飛ばしている。かってロサンゼルス附近のパンパ・パシフィック・ハイウェーで、ガード・レールに衝突しと炎上しているのを眼のあたりにみた記憶は今でも消えない。

さてシート・ベルトであるが、道路交通法によって高速道路では、昭和60年9月1日、一般道路では昭和61年11月1日より、その着用が強制され、世界では第30番目ということで、かなり遅いとみるべきであろう。

その免除の止むをえない理由として

1. 負傷、疾病、また妊娠中など健康上、かつ肥満体、例えば小錦のようなもの
(県警本部の話)
2. 自動車をバックさせるとき
3. 緊急自動車、消防車
4. 警衛、警備、護送



5. 郵便物の集配業務
6. 公職選挙法による運動のため運転する場合

免除規定対象

1. 市町村からの委託、又は許可を受けた一般廃棄物の収集業務
2. 宅配便
3. 米穀、酒類、牛乳、清涼飲用水の小売業
4. 清涼飲用、パン、食料品、クリーニング業者等の仕別配達、受取業者

※違反者は点数附与 1点

なお、留意事項として、保険金等の集金、セールスの業務は免除されていない。また前座席3人掛の中央座席については適用されない。

以上は、県警交通企画課に出むいて、課長より懇切丁寧に説明を承った。

なお富山県において、昭和62年8月のシ一

ト・ベルトの着用率は、高速道路で、運転者99.4%，助手席同乗者は98.1%，一般道路では、運転者96.4%，助手席94.0%，全国平均高速道路で、運転者99.3%，助手席98.1%，一般道路で運転者96.3%，助手席93.1%で富山県はやや良好といえる。

またついでながら、国際的にみて自動車事故による死者は人口10万当り、最高ペネズエラ37.5人、ユーゴースラビヤ32.4人、オーストリヤ25.9人、フランス20.4人、アメリカ合衆国19.3人、イタリヤ19.2人で、日本は10.5人で、諸外国に比べて少ないといわねばならない（国際統計要覧 1986年、WHO「衛生統計年鑑」より）

以上、冒頭に述べた「美男 美女ほどよくしまる」というシート・ベルトの着用標語、誰が考えたか、これをみた観光をエンジョイする人達は、如何な想をよせるか、私は短絡的に道路交通法に結びつけたわけである。